

なんでも
Q & A



ら、もう役所（役場）
で手続きできないの
ですか？

A これまでどおり申請の手続きや保険料の納付など、窓口業務は市村でもできます。

がこないけど、どうな
っているのですか？

A 納付書は保険料の額が決まる七月に発行します。保険料は一年分を八回に分けて納めていただきます。

Q これから六十五歳になる人の保険料はどうなるのですか？

A 六十五歳になった年度の保険料は納付書や口座振替で直接納めていただきます。老齢・退職年金を年額十八万円以上受給している人は次の年の十月から年金から天引きされるようになります。

Q 保険料の免除の制度はありますか？

A 災害などの特別な事

情によって、一時的に負担能力の低下が認められるような場合には、条例に基づき保険料の減免や徴収の一時猶予などを受けることができます。



Q 介護保険料を滞納するとどうなるのですか？

Q 介護保険の保険証はどんなときに使うのですか？

A 災害などの特別な事情がないのに介護保険料の滞納が続く場合は、次の措置がとられますので納め忘れに注意しましょう。

● 一年以上滞納すると、介護サービスの費用がいったん全額自己負担になります。

● 一年六カ月間滞納すると、一時的に介護

A 介護保険証は市村や広域連合での「要介護認定」の申請や更新申請、要介護認定された人が施設などで介護サービスを利用する際に使います。一般に病院にかかる場合は、これまで使っていた国保や社保の健康保険証を使ってください。

すると、一時的に介護保険給付が差し止められます。滞納が続く場合には、差し止められた介護保険給付額から滞納分を控除することがあります。

● 介護保険料を滞納

していた人が新たにサービスを利用する
ときには、保険料の未納期間に応じて利用者負担が一割から三割に引き上げられ、高額介護サービスが受けられなくなります。

Q 六月一日が誕生日なのに五月分も介護保険料が計算されていました。間違いですか？

A 間違いはありま

せん。誕生日の前の日
で年齢が変わりますの
で、六月一日生まれな
ら前の月の五月、六月
二日生まれなら六月
からの保険料を計算
した納付書が送られ
ています。

Eメールでも二十四時間質問を受け付けています。

メールアドレスは、
k-rengou@net.ne.jp
です。電話やファックスでも質問や相談を受け付けていますので、分からない事がありましたら相談してください。

電話は〇九四六二三三五
Faxは〇九四六二三三五四
間違い電話のないよう
にお願いします。

編集後記

久慈広域連合に携わって一年が過ぎました。最初は市役所の一室で机とイスだけの何も無いところからのスタートでしたが、今では人より多いパソコンに囲まれる毎日です。事務室はIT革命が進んでいます。市役所分庁舎三階までの長い階段はお年寄りの皆さんから大変だという声をよく聞かれます。少し考えなければいけませんね。皆川